

I. 事案の概要

5 C大学の学生甲・乙は、納得のいかない成績をつけた教授Aに腹いせをするために、Aが居住するマンション(RC造)に放火をしようと話し合った。

平成26年11月10日深夜2時頃、両名は新聞紙、ガソリンを入れたペットボトル等を用意し、周囲に人がいないことを確認したうえで、同マンション内に設置されたエレベーターに乗り込むと、両名ともに軍手を着用し、乙が新聞紙をかご内の床に敷き、これにガソリンを染み込ませた後、甲が所持していたライターで別の新聞紙に点火し、これを床に敷いてある新聞紙に投げつけて火をつけた。その結果、かごの壁面に設置してある化粧シート約平方0.3平方メートルが溶解し、気化し、一部は消失するに至ったが、かご本体は不燃性の建材が用いられていたため火は燃え移らなかった。また化粧シートが溶解する際には人体に有毒なガスが少なからず発生していた。甲、乙はすぐさまその場から立ち去り、野次馬に混ざってその後の様子を観察していた。そこから30分後には消防車が到着した。消防の消火活動によって、消火活動開始から10分程度で鎮火した。

翌日の昼頃、ニュースで火事の様子が放送されたが、その際に火事の見学をしていた甲の後ろ姿が、服装が判別できる状態で移っていることが判明した。自らの犯行が発覚するのを恐れた甲は、乙に対して犯行時に着用していた衣類や軍手、ライターの処分を依頼した。乙は甲を助けるためにこれらをビニール袋に入れごみ収集日に処分した。

甲、乙の罪責を論ぜよ。

II. 問題の所在

本問において、甲と乙は共にエレベーターに放火をしており、その後火は燃え広がることなく数十分後に沈火している。放火罪において条文上物の「焼損」が求められるところ、本件燃焼が「焼損」に当たるか。「焼損」の定義が問題となる。

III. 学説の状況

A説(独立燃焼説¹)

30 火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続する状態に達すれば足りるとする説。

B説(効用喪失説²)

火力によって物の重要な部分が燃焼し、その本来の効用を喪失したときに初めて焼損といえるとする説。

¹ 西田典之『刑法各論[第6版]』(弘文堂,2012年)302頁。

² 曾根威彦『刑法各論[第5版]』(弘文堂,2012年)218頁。

IV. 判例

大審院第一刑事部大正7年3月15日判決。大審院刑事判決抄録第74巻。

<事案の概要>

5 被告人が当該家屋に放火をし、住居の西方入口二畳室及びその空屋裏口横の羽目板大部分等を焼失させた事案。

<判旨>

「…苟モ放火ノ所爲カ一定ノ目的物上ニ行ハレ導火材料ヲ離レ獨立シテ燃焼作用ヲ營ミ得ヘキ状態ニ在ルトキハ公共ノ静謐ニ對スル危険ハ既ニ發生セルヲ以テ縱令其目的物ヲシテ全然其効用ヲ喪失セシムルニ迫ハサルモ刑法ニ所謂燒燬ノ結果ヲ生シ放火ノ既遂状態ニ達シタルモノトス」。

<引用の趣旨>

15 本判例は、いわゆる独立燃焼説に立って、「焼損」を火が放火の媒介物を離れて客体に燃え移り独立して燃焼を継続する状態に達したと定義し、客体の効用が害されることまでは必要でないとしている。検察側が主張する説に合致し、引用をした。

V. 学説の検討

A 説(独立燃焼説)

20 放火および失火の罪(108～118条)は、火力による公共危険犯(公共の危険を処罰根拠とする犯罪)であり、その保護法益は公共の安全である。ここにいう公共とは、不特定または多数人の生命・身体・財産を意味する。建造物等への放火・失火は、建造物等の焼損にとどまらず、他の建造物等への延焼により不特定または多数人の生命・身体・財産に甚大な被害を及ぼしうるものである。このような危険に注目して放火・失火を処罰し、公共の安全を守ろうとするのが、放火および失火の罪である。

25 このように解される根拠は、刑法典における条文の位置、109条2項・110条2項が本来不可罰であるはずの自己所有物の損壊を「公共の危険」の発生を要件として処罰していること、同じ他人所有物の損壊であっても、火力による場合(108条・109条1項・110条1項)の法定刑は火力によらない場合(260条・261条)のそれよりも格段に重くなっていることなどに求められている³。

30 この見解は、放火罪の公共危険罪としての性格を重視する立場であり、いまだ木造建造物が主流のわが国においては、放火の客体たる建造物が独立燃焼を継続しうる状態に達すれば、その時点で、少なくとも抽象的には他の物件への延焼の危険が生じたと言うべきであるから、独立燃焼説に合理性がある⁴。

よって、検察側はA説を採用する。

もっとも、焼損の意義は、通常はそれにより放火罪が既遂となるべきものであり、したが

³ 大塚裕史ほか『基本刑法Ⅱ各論』(日本評論社,2014年)353頁。

⁴ 西田・前掲303頁。

って、公共に対する抽象的危険を肯定しうるようなものとして確定する必要があるから、この説の立場からも、最低限ある程度の燃焼の継続可能性が要求される⁵。

B 説(効用喪失説)

この説は、出水罪における「侵害」が、水力による物の喪失・損壊をいうのと同様に火力についても解釈し、「焼損」という言葉の意義に「損壊」の意味が含まれているものとする⁶。しかしながら、上述のとおり放火罪の本質は「非支配的性質」を有する火による公共危険⁷であるところ、本説は放火罪の財産犯的側面を重視しすぎており、本来の公共危険犯的性格を失うものである。また、客体の効用の喪失が放火罪の結果(法益侵害の危険)と関係するわけではなく、むしろ、効用の喪失を待たなくても公共の危険は発生する⁸。さらに、重要な部分という範囲の定義も曖昧である。

以上より、検察側は B 説を採用しない。

VI. 本問の検討

1. まず甲・乙は放火の目的で A が居住するマンションへ立ち入っており、これは居住権者の意思に反する立ち入りであった。この点、「正当な理由がな」く、「人の住居」に「侵入」したといえ、かつ両者の間に住居侵入の共謀があったといえ、それに基づく実行もなされたのであるから、甲・乙について住居侵入罪の共同正犯(130 条前段、60 条)が成立する。

2. (1) 次に、甲・乙は、計画に基づき、実際に共同して放火に及んでいる。だが、エレベーター内で発生した火はエレベーターのかご内部で燃焼するにとどまり、本件マンションの居住区域へ燃え移ることはなかった。エレベーターのかご自体は建造物ではなく、現住性もないため、居住区域としてのマンションとの一体性が肯定されるか否かによって、甲・乙の行為の評価が変動する。ここでまず、甲・乙についての現住建造物放火罪(108 条)が成立するか否かを検討する前段階として、エレベーターのかごが建造物といえるための本件マンションとの構造上の一体性、加えて「現住建造物」とみなすための現住部分と非現住部分との一体性が肯定されるかが問題となる。

エレベーターのかごのようなそれ自体建造物といえない物については、それが建造物を構成する一部といえる限り、すなわち構造上の一体性が肯定される限り、建物全体との関係で建造物性が肯定される。その判断の基準としては、物が当該建造物を「毀損」しなければ取り外すことができない状態にあることが求められると解する。

エレベーターのかごを収納部分から取り外すには、通常約 4 人の作業員が丸 1 日作業をする必要がある。かかる特別の作業を要する点で、当然に「毀損」せずに取り外せるとはいえず、本件エレベーターのかごと本件マンションとの構造上の一体性を肯定できる。

現住建造物という現住性とは、現に人の起臥寝食の場所として日常使用されることを

⁵ 山口厚『問題探究刑法各論』(有斐閣,2002 年)235 頁。

⁶ 曾根威彦『刑法の重要問題 各論[第 2 版]』(有斐閣,2006 年)299 頁。

⁷ 只木誠「放火罪についての再論」『斎藤信治先生古稀記念論文集』(法学新報,2015 年)464 頁。

⁸ 山中敬一『刑法各論[第 2 版]』(成文堂,2009 年)475 頁。

いい、昼夜間断なく人の現在することまでは要しない。居住区域としての本件マンションはこの現住性を有し、現住部分であるといえる。他方で、本件エレベーターのかごは専ら住民の輸送手段として用いられるものであって、現住性を有さず、非現住部分である。現住部分と非現住部分との一体性を判断する基準としては、①火災の際に、火災の危険が全体に及ぶ可能性と②日常利用するうえでの機能的一体性との双方を考慮することが求められると解する。

エレベーターのかごとマンションとは構造上一体であり、頻繁に扉が開閉することによる火災の連絡が想定されることから、①は認められる。また、エレベーターのかごはマンション居住者のほぼ全てが使用する空間であり、いわば玄関の延長ともいえる性質を有している。したがって、②も認められる。

以上より、本件エレベーターのかごと本件マンションとの構造上の一体性、現住部分と非現住部分としての一体性の双方が肯定されることから、エレベーターのかご内部であっても「現住建造物」とみなすことができる。

では、甲・乙に現住建造物放火罪の共同正犯(108条、60条)が成立するか。

(2) 現住建造物放火罪(108条)は、①「放火」して、②「現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物」等を③「焼損」したことを要件として規定する。ここで、要件③について検察側はA説(独立燃焼説)を採用するところ、ここにいう「焼損」とは「火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続する状態」に達したことをいう。

(3) 甲・乙は、本件マンション内のエレベーターの床に新聞紙を敷いてガソリンを染み込ませ、ライターで着火した別の新聞紙をそこへ投げつけることで本件マンションの一部であるエレベーターに点火しており、「放火」したといえる(要件①充足)。本件マンションにはAはじめ複数人が居住しているはずであり、当然のことながら「現に人が住居に使用し」ている(要件②充足)。

火は消防車が到着するまでの30分間燃え盛り、消防の活動が開始してから鎮火に至るまでに10分を要している。また、エレベーターのかごそれ自体は不燃性の建材が用いられていたことが功を奏して延焼することはなかったとはいえ、かご壁面の化粧シートは約0.3平方メートルにわたって溶解、気化し、一部が焼失するほどであった。これらの事情から、火は新聞紙という媒介物を離れて、エレベーターのかごを構成する化粧シートで独立に燃焼を継続する状態に達していたのであり、「焼損」したといえる(要件③充足)

(4) 甲・乙は当初の計画時から本件マンションへの放火を企図しており、現住建造物放火罪(108条)の故意(38条1項本文)も欠けるところはない。

(5) 甲・乙は事前の計画に基づき、共同して本件マンションへの放火行為におよんでいる。この点、両者の間に現住建造物放火の共謀があり、それに基づく実行も問題なく認められる。

(6) したがって、甲・乙について現住建造物放火罪の共同正犯(108条、60条)が成立する。

3. 甲・乙による住居侵入罪の共同正犯(130条前段、60条)と現住建造物放火罪の共同正犯

(108 条、60 条)とは客観的な手段・目的又は原因・結果の関係にあり、両罪は牽連犯(54 条 1 項後段)の関係に立つ。

VII. 結論

- 5 甲・乙について住居侵入罪の共同正犯(130 条前段、60 条)と現住建造物放火罪の共同正犯(108 条、60 条)が成立し、両罪は牽連犯(54 条 1 項後段)の関係に立つ。

以上